

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付 フロー図

軽度者: 要支援1、2または要介護1
(ただし、自動排泄処理装置については要介護2及び3を含む)

はい

① 「基本調査の結果」に該当

はい

給付可
市への手続きは不要

「厚生労働大臣が定める者のイ」

② 「車いす及び車いす付属品: 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」である
「移動用リフト: 生活環境において段差の解消が必要と認められる者」である

給付可
福祉用具貸与の利用の
報告書(様式第2号)を
市へ提出

必要

主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護支援専門員等が判断
※電動車いすについては、電動車いす利用必要性の状況調査(様式第3号)を参考に判断とする。

いいえ

不要

③ 例外給付の対象とすべき状態像 i・ii・iiiのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断(主治医意見書・診断書等(サービス担当者に対する照会等)・介護支援専門員等による聴取した書類等で医師の所見を確認)され、かつサービス担当者会議などを通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具が特に必要である旨が判断されている。

給付不可

いいえ

はい

曾於市へ利用確認申請書
(様式第1号)の提出

確認不可

確認

給付可